

平成25年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人福島県建築士事務所協会

会長 田 畑 光 三

東邦銀行と一般社団法人福島県建築士事務所協会との
住宅ローン金利提携に関する協定書締結について（お知らせ）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会と東邦銀行は、ふるさと福島の復興促進ならびに当協会の正会員との連携強化を図るため、平成25年3月1日付で「住宅ローン金利提携に関する協定書」締結いたしました。

これにより、当協会正会員が建築設計または工事監理する住宅を新築または購入される方が東邦銀行の住宅ローンをご利用いただく際、融資金利が年0.2%引き下げられます。

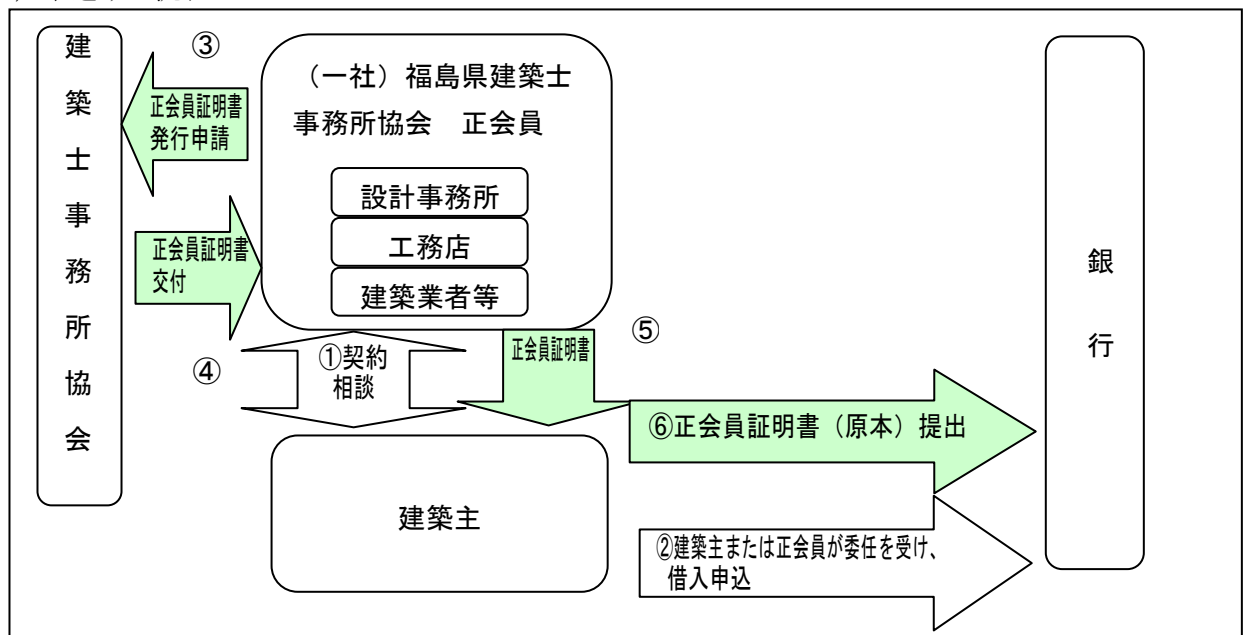
詳細については、下記及び別添資料にてご確認いただき、ご不明な点があれば、当協会事務局または東邦銀行窓口にてご確認願います。

会員の皆様には積極的なご活用をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 受付フローについて

（1）申込みの流れ



①建築主と正会員との工事請負契約または相談。

②建築主または正会員（設計事務所・工務店・建築業者等）が委任を受け、銀行へ借入申込（事前申込）する。

③正会員は建築士事務所協会事務局に「正会員証明発行申請書」（別紙１）により「正会員証明書」の発行を依頼する。

④建築士事務所協会より「正会員証明書」（別紙２）を発行・交付。

⑤正会員より建築主へ「正会員証明書」（原本）を渡す。

⑥建築士事務所協会より発行された「正会員証明書」（原本）を建築主が銀行へ提出する（正会員から直接提出でも可）。

※なお、設計事務所が設計のみ担当する物件の場合、設計事務所が正会員名簿で正会員であることを確認でき、「正会員証明書（原本）」を提出できる案件であれば対象とする。

（２）受付にあたっての留意点

A. 「正会員証明書」（原本）は正式申込時までに銀行へ提出することとします。（事前申込時は必須としません。提出は建築主又は正会員のどちらでも可。）

B. 建築士事務所協会の正会員であることを確認するため、正会員は、工事請負契約、工事監理を行う建築業者・工務店または設計事務所等が記名押印した「正会員証明書発行申請書」（別紙１）を同協会宛提出してください。

C. 建築士事務所協会にて正会員の確認をします。

D. 銀行は建築士事務所協会に対し、実行・否承認等の報告はしないこととします。